

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表の(13)（〇〇株式会社印の印影に限る。）及び(15)に掲げるものについては公開すべきであり、その他の部分を非公開とした判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年12月7日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. R2. 8月28日に〇〇委員会との委託契約に係る令和2年10月22日までの委託料40万の成果書（実施提出され書類関係書類全部）2. R2年9月（〇〇海岸保全地区）〇〇のゴミ処理した経緯経過が分かる書類（業者に委託）した書類及び関係書類全部 農林水産部〇〇」（公文書公開請求書の備考欄には、「1. について、委託業務箇所に対する苦情処理に関する書類を含む。2. について、苦情処理に関する書類を含む。」との追記がなされている。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年2月4日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、別表のとおり公文書を特定した上で、条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当する部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年3月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月28日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来黒塗りした部分（メール）と思われる書類の所及びNPO法人の代表者及び〇〇自主防の代表者の名前は公知であるので全部公開しろ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

審査請求人が開示を求めている公文書は、県が保有する「R2 〇耕〇〇海岸 廃棄物等処理業務」及び「R2 〇耕〇〇海岸 草刈り業務」の委託契約書、業務報告書等を含む、関係書類と推察される。

この関係書類については、

- ・ 個人の権利利益を害するおそれがある、個人の住所、氏名、個人印の印影、電子メールの本文、メールアドレス等
- ・ 当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある、法人印の印影、見積書に記載された単価及び金額等
- ・ 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、委託業務の予定価格等

が含まれており、これらを非公開とし、本件処分を行ったものである。

以上のことから、実施機関は今回の決定において、非公開情報を除き全て公開している。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年3月28日	諮問
令和7年6月25日 第1部会（第24回）	審議
同年 7月28日 第1部会（第25回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同年 8月26日 第1部会（第26回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、県が発注した「R2 〇耕〇〇海岸 廃棄物等処理業務」及び「R2 〇耕〇〇海岸 草刈り業務」の委託契約書、業務報告書等を含む関係書類のうち、南部総合県民局農林水産部<〇〇>において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書の記載に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分の公開を求めているものと解される。

以上を前提にすれば、本件請求に係る公文書についての実施機関と審査請求人の認識は一致しており、公文書の特定について争いがなく、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められないことから、本件公文書のうち実施機関が非公開とした部分が条例の非公開情報に該当するかを以下検討することとする。

2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公開文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

実施機関は、個人に関する情報、法人に関する情報及び県の事務・事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とした説明していることから、これらの情報が条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当するかが問題となる。これらの規定の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報とし、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

ア 特定の個人を識別することができる情報（イを除く。）

個人の氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

イ 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

ア以外の記述等であっても、単独では必ずしも特定の個人が識別されとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(2) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、財務管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわらず公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

(3) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開とすることができる旨を規定している。

上記の「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。事務又は事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有無については、当該事務又は事業の性質に照らして客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 条例の非公開情報への該当性について

(1) 条例第8条第1号について

ア 別表に掲げる公文書の非公開部分の(6)（個人名に限る。）、(11)、(14)、(16)から(23)まで、(29)から(40)まで、(44)、(45)（代理の住所、氏名及び印影に限る。）、(46)から(69)まで、(71)から(78)まで、(80)から(84)まで及び(86)から(95)までについて個人の氏名、印影、年齢、住所（郵便番号を含む。）、電話番号及び写真である。これらは、個人に関する情報であって、当該記述等により又は他の情報と照

合することにより特定の個人を識別できるものであるため、条例第8条第1号に該当する。

イ 別表に掲げる公文書の非公開部分の(41)から(43)まで、(70)、(79)及び(85)について個人が送信した電子メールである。

電子メールの送信者及び宛先の氏名及び電子メールアドレスは、個人に関する情報であって、当該記述等により又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものである。

また、電子メールの送信日時、件名、本文及び添付ファイルは、個人が、いつ、どのような内容の通信を行ったかという情報であり、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、個人が送信した電子メールは、その全体が条例第8条第1号に該当する。

(2) 条例第8条第2号の該当性について

ア 別表に掲げる公文書の非公開部分の(1)から(5)まで、(6)（印影に限る。）、(7)（印影に限る。）、(13)（取締役社長印の印影に限る。）及び(45)（特定非営利活動法人の代表者印の印影に限る。）について

法人の代表者印の印影である。これを公にすると、印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該法人の財産等を侵害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

イ 別表に掲げる公文書の非公開部分の(13)（〇〇株式会社印の印影に限る。）及び(15)について

四角い形のものが多いことから、一般に角印と呼ばれる、法人の印鑑（以下「社印」という。）の印影である。

一般に、法人の重要な取引においては、代表者の登録印（代表者が法務局に届け出た印鑑で、代表者の職名が彫られ、法務局から印鑑証明書の発行が受けることができる、いわゆる法人の実印であり、丸い形のものが一般的であるため一般に丸印と呼ばれる印鑑をいう。以下同じ。）が用いられ、印鑑証明書が添付されることで、法人を代表する権限を有する者が法律行為を行うことを証明している。

これに対し、社印は、法人の重要な取引では代表者の登録印と組み合わせて用いられるほか、重要でない取引において代表者の登録印以外の印と組み合わせて使用されることが多い。このような社印の使用の実態からすると、社印の印影を公にしても、印章を偽造される可能性は低く、法人の正当な利益を害するおそれがあるとは言えないから、条例第8条第2号には該当しない。

ウ 別表に掲げる公文書の非公開部分の(6)（印影及び個人名を除く。）、(7)（印影を除く。）、(12)、(24)及び(26)について

見積書の見積価格及び費用の内訳並びに実績報告書の費用の内訳である。これ

らは、事業者の事業情報であり、他の事業者に知られることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、当該情報は条例第8条第2号に該当する。

(3) 条例第8条第4号の該当性について

別表に掲げる公文書の非公開部分の(8)から(10)まで、(25)、(27)及び(28)は、県が契約する業者を選定する際の予定価格及びその算出根拠である。

これらの情報を公にすると、県が将来行う同種の見積りにおいて予定価格が類推され、見積業者が見積金額を予定価格に近い金額まで引き上げることが可能となり、県にとって有利な価格での調達が困難となるおそれがあるものと認められる。

したがって、予定価格及びその算出根拠を公にすることにより、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、当該情報は条例第8条第4号に該当する。

4 本件処分の妥当性について

以上により、3(2)イに掲げる部分については、非公開情報に該当しないことから、実施機関がこれを非公開としたことは妥当ではないが、その他の部分について実施機関がこれらを非公開としたことは妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

条例第23条第2項は、審査庁が審査会へ諮問する場合に、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添付しなければならない旨を規定しており、公開決定等に係る公文書についても、添付資料に含まれるものと解されている。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年徳島県条例第16号）は、インカメラ審理を認めている（第11条第1項後段）等、審査請求の審理における公文書の審査について審査会に特別な権限を与えていることから、実施機関から審査会に公文書が提出されることは、審査会が条例により与えられた権限を適切に行使する上での前提事項であるといえる。

しかし、本件事案の諮問に際しては、本件請求に係る公文書のうち非公開情報を黒色で消す、いわゆる黒塗りを行う前の公文書と、黒塗り後の公文書とを含む本件請求に係る公文書の大半が添付されていなかった。審査会から公文書の提出を促したのに

対し、当初は公文書が存在しないとして提出されなかったため、このことについて、審査会において実施機関の職員による口頭での説明を求めたところ、実施機関は従前の、公文書が存在しないとの答弁を覆し、公文書が提出されるに至った。

これは、実施機関における公文書の管理が適切に行われていなかったことによるものと考えられることから、今後、実施機関においては、公文書公開請求及び審査請求の制度の趣旨を踏まえ、適切な公文書の管理に努められるよう付言する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	

別表

公文書の件名又は添付書類の名称	非公開部分		条例第8条の該当する号
令和2年11月13日付け 支出命令書（決議番号0033001）1ページ～2ページ			
令和2年11月13日付け 支出命令書（決議番号0033101）1ページ～2ページ			
令和2年10月29日付け 委託業務検査復命書			
令和2年10月29日付け 委託業務検査結果調書			
令和2年10月29日付け 委託業務完了承認書（案）			
令和2年10月26日付け 委託業務完了報告書	株式会社〇〇代表取締役印の印影	(1)	第2号
令和2年10月26日付け 処理数量総括表	株式会社〇〇代表取締役印の印影	(2)	第2号
計量書			
令和2年10月26日付け 処理証明書	株式会社〇〇代表取締役印の印影	(3)	第2号
写真1ページ～8ページ			
令和2年11月13日付け 支出負担行為決議書（決議番号00331）			
令和2年11月13日付け 支出負担行為決議書（決議番号00330）			

委託契約書 1 ページ～2 ページ	株式会社〇〇代表取締役印の印影	(4)	第 2 号
位置図			
仕様書			
写真 1 ページ～4 ページ			
課税事業者届出書	株式会社〇〇代表取締役印の印影	(5)	第 2 号
令和 2 年 1 0 月 1 2 日付け「R 2 〇耕 〇〇海岸廃棄物等処理業務」に係る契約の締結について			
委託契約書（案） 1 ページ～2 ページ			
仕様書			
位置図			
写真 1 ページ～4 ページ			
見積結果			
令和 2 年 1 0 月 9 日付け御見積書	株式会社〇〇代表取締役印の印影、個人名、廃棄物収集運搬費用の金額、廃棄物処分費用の金額並びに消費税及び地方消費税の額	(6)	第 1 号 第 2 号
令和 2 年 1 0 月 8 日付け御見積書	有限会社〇〇代表取締役印の印影、消費税及び地方消費税の額並びに処分費、運搬費、小計及び消費税等の金額	(7)	第 2 号
令和 2 年 1 0 月 5 日付け「R 2 〇耕 〇〇海岸廃棄物等処理業務」に係る見積依頼について 1 ページ			
同 2 ページ	予定価格及び消費税相当額	(8)	第 4 号

委託業務に関するチェックリスト②（見積（徴収）伺い用）			
地方自治法施行令（昭和22年 政令第16号）抜粋 徳島県契約事務規則 抜粋			
南総第25381号令和2年1 0月5日付け随意契約の見積書 の提出について（依頼）			
（別記）			
仕様書			
位置図			
写真1ページ～4ページ			
一般廃棄物収集運搬業許可業者 一覧			
令和2年度、一般廃棄物再生利 用業者指定業者名簿1ページ～ 2ページ			
〇〇市一般廃棄物再生利用業の 指定に関する規則			
令和2年10月5日付け 〇〇海岸における廃棄物等の回 収、運搬、処理について1ペー ジ			
同 2ページ	予定価格及び消費税相当額	(9)	第4号
地方自治法施行令（昭和22年 政令第16号）抜粋 徳島県契約事務規則 抜粋			
仕様書			

予定価格算出根拠	廃棄物の運搬費、廃棄物の処理費、小計、消費税及び地方消費税額並びに合計の金額	(10)	第4号
位置図			
写真1ページ～4ページ			
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律1ページ～11ページ			
徳島県契約事務規則1ページ～19ページ			
令和2年11月11日付け 支出命令書1ページ～2ページ			
令和2年10月29日付け 委託業務検査復命書			
令和2年10月29日付け 委託業務検査結果調書			
令和2年10月29日付け 委託業務完了承認書（案）			
令和2年10月27日付け 委託業務完了報告書	〇〇委員会委員長の印の印影	(11)	第1号
R2 〇耕 〇〇海岸 草刈り 業務 実績報告書	草刈り工、草集積、機械作業、入力補助作業、直接工事費計、処分費、保険料、諸経費の単価、金額及び備考	(12)	第2号
〇〇への家庭ごみの持ち込み料 金の変更について			
傷害保険証券1ページ			

同 2 ページ	〇〇株式会社印の印影、取締役社長印の印影	(13)	第 2 号
ボランティア活動保険加入証 1 ページ	〇〇委員会委員長の印の印影、ご加入者氏名（被 保険者）及び年齢層	(14)	第 1 号
同 2 ページ	社会福祉法人〇〇印の印影	(15)	第 2 号
写真 1 ページ～ 3 ページ			
令和 2 年 8 月 2 8 日付け 支出負担行為決議書			
委託契約書 1 ページ～ 2 ページ	〇〇委員会委員長の印の印影	(16)	第 1 号
仕様書 1 ページ～ 2 ページ	〇〇委員会委員長の印の印影	(17)	第 1 号
裏面	〇〇委員会委員長の印の印影	(18)	第 1 号
位置図 1 ページ	〇〇委員会委員長の印の印影	(19)	第 1 号
裏面	〇〇委員会委員長の印の印影	(20)	第 1 号
位置図 2 ページ	〇〇委員会委員長の印の印影	(21)	第 1 号
免税事業者届出書	〇〇委員会委員長の印の印影	(22)	第 1 号
令和 2 年 8 月 2 8 日付け「R 2 〇耕 〇〇海岸 草刈り業務」 に係る契約の締結について			
委託契約書（案） 1 ページ～ 2 ページ			
仕様書			
位置図 1 ページ～ 2 ページ			

令和2年8月24日付け 見積書	〇〇委員会委員長の印の印影	(23)	第1号
令和2年8月17日付け「R2 〇耕 〇〇海岸 草刈り業務 見積書	草刈り工、草集積、機械作業、入力補助作業、直 接工事費計及び諸経費の単価及び金額	(24)	第2号
令和2年8月17日付け「R2 〇耕 〇〇海岸 草刈り業務」 に係る見積依頼について1ペー ジ			
同 2ページ	予定価格	(25)	第4号
令和2年8月17日付け「R2 〇耕 〇〇海岸 草刈り業務 見積書	草刈り工、草集積、機械作業、入力補助作業、直 接工事費計及び諸経費の単価及び金額	(26)	第2号
委託業務に関するチェックリス ト②（見積（徴収）伺い用）			
地方自治法施行令（昭和22年 政令第16号）抜粋 徳島県契約事務規則 抜粋			
南総第25289号令和2年8 月17日付け随意契約の見積書 の提出について（依頼）			
仕様書			
位置図1ページ～2ページ			
R2 〇耕 〇〇海岸 草刈り 業務 見積書			
数量表			
令和2年8月17日付け〇〇海 岸における樹木、雑草等の除去 ・草刈りについて1ページ			

同 2 ページ	予定価格	(27)	第 4 号
地方自治法施行令（昭和 2 2 年 政令第 1 6 号）抜粋 徳島県契約事務規則 抜粋			
R 2 〇 耕 〇 〇 海岸 草刈り業 務 概算費用	草刈り工、草集積、機械作業、入力補助作業及び 直接工事費計の単価及び金額、諸経費の数量、単 価及び金額並びに金額合計（消費税抜き）の金額	(28)	第 4 号
数量表			
数量調書			
位置図 1 ページ～ 2 ページ			
令和 2 年 1 2 月 4 日付け協議書	氏名及び印影	(29)	第 1 号
令和 2 年 1 1 月 3 0 日付け協議 書 1 ページ	氏名及び印影	(30)	第 1 号
同 2 ページ			
同 3 ページ	氏名及び印影	(31)	第 1 号
令和 2 年 1 1 月 2 6 日付け公文 書公開請求書（令和 2 年 1 1 月 3 0 日付け協議書添付書類）	住所、氏名及び電話番号	(32)	第 1 号
令和 2 年 1 0 月 7 日付け請願 1 ページ（令和 2 年 1 1 月 3 0 日 付け協議書添付書類）	個人名	(33)	第 1 号
同 2 ページ	住所、印影及び電話番号	(34)	第 1 号
「8 億円アイデア」（令和 2 年 1 1 月 3 0 日付け協議書添付書 類）			

令和2年11月18日付け南総第21391号個人情報開示決定通知書（令和2年11月30日付け協議書添付書類）	氏名	(35)	第1号
令和2年11月18日付け南総第21392号公文書公開決定通知書（令和2年11月30日付け協議書添付書類）	氏名	(36)	第1号
平成28年12月13日（火）付け復命書1ページ（令和2年11月30日付け協議書添付書類）	〇〇自主防災会〇〇地区会長及び〇〇自主防災会事務局長の氏名	(37)	第1号
同 2ページ			
平成28年9月30日（金）付け復命書（令和2年11月30日付け協議書添付書類）	〇〇自主防災会理事長の氏名、〇〇自主防災会〇〇地区会長及び〇〇自主防災会事務局長の氏名	(38)	第1号
平成28年9月12日（月）付け復命書（令和2年11月30日付け協議書添付書類）	氏名	(39)	第1号
保安林台帳1ページ～18ページ（令和2年11月30日付け協議書添付書類）			
保安林位置図1ページ～2ページ（令和2年11月30日付け協議書添付書類）			
令和2年11月13日付け協議書	氏名及び印影	(40)	第1号
令和2年11月12日付け徳島県指令南総第28045号海岸保全区域等占用許可書（令和2年11月13日付け協議書添付書類）			

位置図 1 ページ～2 ページ (令和 2 年 1 1 月 1 3 日付け協議書添付書類)			
地理院地図 1 ページ～4 ページ (令和 2 年 1 1 月 1 3 日付け協議書添付書類)			
電子メール (令和 2 年 1 1 月 1 3 日付け協議書添付書類)	全部	(41)	第 1 号 第 2 号
電子メール (令和 2 年 1 1 月 1 3 日付け協議書添付書類)	全部	(42)	第 1 号
電子メール (令和 2 年 1 1 月 1 3 日付け協議書添付書類)	全部	(43)	第 1 号
1 1 月 9 日付け文書 (令和 2 年 1 1 月 1 3 日付け協議書添付書類)	氏名	(44)	第 1 号
令和 2 年 1 1 月 6 日付け協議書	住所、特定非営利活動法人〇〇代表理事印の印影並びに代理の氏名及び印影	(45)	第 1 号 第 2 号
地理院地図 1 ページ～4 ページ (令和 2 年 1 1 月 1 3 日付け協議書添付書類)			
令和 2 年 1 0 月 3 0 日付け協議書 1 ページ	個人名	(46)	第 1 号
同 2 ページ	氏名及び印影	(47)	第 1 号
令和 2 年 1 0 月 2 9 日付け開示請求書 (令和 2 年 1 0 月 3 0 日付け協議書添付書類)	郵便番号、住所、氏名、印影及び電話番号	(48)	第 1 号
令和 2 年 1 0 月 7 日付け請願 1 ページ (令和 2 年 1 0 月 3 0 日付け協議書添付書類)	個人名	(49)	第 1 号
同 2 ページ	氏名、印影及び電話番号	(50)	第 1 号

令和2年10月7日付け請願（令和2年10月30日付け協議書添付書類）	個人名	(51)	第1号
写真1ページ～2ページ（令和2年10月30日付け協議書添付書類）			
令和2年10月22日付け審査請求書（令和2年10月30日付け協議書添付書類）	郵便番号、住所、氏名及び印影	(52)	第1号
令和2年10月14日付け〇〇農地第111号開示決定通知書（令和2年10月30日付け協議書添付書類）	氏名	(53)	第1号
同 2ページ			
令和2年9月17日付け開示請求書1ページ（令和2年10月30日付け協議書添付書類）	郵便番号、住所、氏名、印影及び電話番号	(54)	第1号
同 2ページ～14ページ			
令和2年9月1日付け審査請求書（令和2年10月30日付け協議書添付書類）	郵便番号、住所、氏名及び印影	(55)	第1号
令和2年8月26日付け〇〇農地第75号開示決定通知書1ページ（令和2年10月30日付け協議書添付書類）	氏名	(56)	第1号
同 2ページ			
令和2年7月29日付け開示請求書1ページ（令和2年10月30日付け協議書添付書類）	郵便番号、住所、氏名、印影及び電話番号	(57)	第1号
同 2ページ～42ページ			

令和2年10月19日付け協議書1ページ（令和2年10月30日付け協議書添付書類）	個人名	(58)	第1号
同2ページ	氏名及び印影	(59)	第1号
令和2年10月19日付け協議書1ページ	個人名	(60)	第1号
同2ページ	氏名及び印影	(61)	第1号
平成28年8月26日付け南総第23625号公文書公開決定通知書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）	氏名	(62)	第1号
平成28年1月29日（金）付け復命書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
平成27年3月12日付け南総第21768号保安林内違反行為に係る始末書及び復旧措置計画書の作成について（通知）（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
平成27年3月25日付け南総第21837号保安林内復旧措置行為の着手について（通知）（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
保安林区域と植栽箇所（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
H28. 1. 29コートベール植栽状況確認1ページ～4ページ（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			

平成27年3月25日付け復旧措置計画書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
平成27年3月25日付け始末書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
令和2年10月13日付け個人情報開示書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）	住所、氏名及び電話番号	(63)	第1号
令和2年10月12日付け協議書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）	氏名	(64)	第1号
委託契約書1ページ～2ページ（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
仕様書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
免税事業者届出書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
令和2年9月25日付け抗議書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）	氏名	(65)	第1号
令和2年10月6日付け協議書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）	個人名	(66)	第1号
同2ページ	氏名及び印影	(67)	第1号
位置図（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			

写真１ページ～３ページ（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）			
令和２年１０月１３日付け公文書公開請求書（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）	住所、氏名及び電話番号	(68)	第１号
令和２年１０月１３日付け被害届（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）	氏名及び印影	(69)	第１号
電子メール（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）	全文（件名、日付、時刻、氏名及びメールの本文を含む。）	(70)	第１号
令和２年１０月１３日付け個人情報開示請求書（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）	住所、氏名及び電話番号	(71)	第１号
令和２年１０月１２日付け協議書（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）	氏名	(72)	第１号
委託契約書１ページ～２ページ（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）			
仕様書（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）			
免税事業者届出書（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）			
位置図（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）			
令和２年９月２５日付け抗議書（令和２年１０月１９日付け協議書添付書類）	氏名	(73)	第１号

令和2年10月6日付け協議書 (令和2年10月19日付け協議書添付書類)	個人名	(74)	第1号
同 2ページ	氏名及び印影	(75)	第1号
写真1ページ～3ページ			
令和2年10月13日付け公文書公開請求書(令和2年10月19日付け協議書添付書類)	住所、氏名及び電話番号	(76)	第1号
令和2年10月13日付け公文書公開請求書(令和2年10月19日付け協議書添付書類)	住所、氏名及び電話番号	(77)	第1号
令和2年10月13日付け被害届(令和2年10月19日付け協議書添付書類)	氏名及び印影	(78)	第1号
電子メール(令和2年10月19日付け協議書添付書類)	全文(件名、日付、時刻、氏名及びメールの本文を含む。)	(79)	第1号
令和2年10月13日付け個人情報開示請求書(令和2年10月19日付け協議書添付書類)	住所、氏名及び電話番号	(80)	第1号
令和2年10月12日付け協議書(令和2年10月19日付け協議書添付書類)	氏名	(81)	第1号
委託契約書1ページ～2ページ (令和2年10月19日付け協議書添付書類)			
仕様書(令和2年10月19日付け協議書添付書類)			
免税事業者届出書(令和2年10月19日付け協議書添付書類)			

位置図（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
令和2年9月25日付け抗議書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）	氏名	(82)	第1号
令和2年10月6日付け協議書（令和2年10月19日付け協議書添付書類）	個人名	(83)	第1号
同 2ページ	氏名及び印影	(84)	第1号
写真1ページ～3ページ（令和2年10月19日付け協議書添付書類）			
電子メール（令和2年10月19日付け協議書添付書類）	全文（件名、日付、時刻、氏名及びメールの本文を含む。）	(85)	第1号
令和2年10月9日付け徳島新聞1ページ～2ページ			
令和2年10月12日付け協議書1ページ	氏名及び印影	(86)	第1号
令和2年10月12日付け審査請求書（令和2年10月12日付け協議書添付書類）	住所、氏名及び印影	(87)	第1号
令和2年10月8日付け南総第25348号公文書部分公開決定通知書（令和2年10月12日付け協議書添付書類）	氏名	(88)	第1号
別紙1ページ～4ページ（令和2年10月12日付け協議書添付書類）			
令和2年9月24日付け公文書公開請求書（令和2年10月12日付け協議書添付書類）	住所、氏名及び電話番号	(89)	第1号

令和2年10月12日付け協議書（令和2年10月12日付け協議書添付書類）	氏名	(90)	第1号
委託契約書1ページ～2ページ（令和2年10月12日付け協議書添付書類）			
仕様書（令和2年10月12日付け協議書添付書類）			
免税事業者届出書（令和2年10月12日付け協議書添付書類）			
仕様書（令和2年10月12日付け協議書添付書類）			
位置図（令和2年10月12日付け協議書添付書類）			
令和2年10月6日付け協議書1ページ	個人名	(91)	第1号
同 2ページ	氏名及び印影	(92)	第1号
令和2年9月25日付け抗議書	氏名	(93)	第1号
写真1ページ～3ページ			
業務報告書1ページ～2ページ			
同 3ページ	個人名	(94)	第1号
同 4ページ			
同 5ページ	個人名及び写真中の顔の部分	(95)	第1号